

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

規則

○事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

訓令

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

一

告示

○特定計量器の定期検査の実施

(産業立地推進課)

一

○肥料の登録

(農産園芸環境課)

二

○肥料の登録有効期間の更新

(同)

二

○肥料の登録の失効

(同)

三

○漁船損害等補償法に基づく加入区の変更

(水産業振興課)

三

○漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅

(同)

三

○指定構造計算適合性判定の業務の廃止の許可

(建築宅地課)

三

公告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(契約課)

四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(三

(警察本部会計課)

六

件)

監査委員

○定期監査等の結果の公表

(同)

六

宮城県海区漁業調整委員会

○秋さけ固定式さし網漁業の制限

(同)

八

規則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年八月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第六十九号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四項(見出しを含む。)中「よる被害の復旧の工事に係る」を「係る災害復旧事業又は復興

事業の工事についての」に改める。

附則

この規則は、平成二十四年九月一日から施行する。

訓令

○宮城県訓令第十五号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年八月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第六項(見出しを含む。)中「よる被害の復旧の工事に係る」を「係る災害復旧事業又は復興

事業の工事についての」に改める。

附則

この訓令は、平成二十四年九月一日から施行する。

告示

○宮城県告示第六百五十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十四年八月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

実施年月日

実施区域

検査受付時間

実施の場所

平成二十四年 十月十七日	南三陸町	歌津	午前十一時から 午後四時まで	南三陸町平成の森
同 十月十八日	南三陸町	志津川	午前九時から 午後二時まで	南三陸町スポーツ交流村 (総合体育館)

○宮城県告示第六百六十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成二十四年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			アルカリ分	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称	生産業者の住所	有効期限
				窒素全量	りん酸全量	加里全量					
平成二十四年 二月二十七日	第五七四号	副産石灰肥料	南星力キガラ副産石灰				四六・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	南星産業株式会社	奈良県大和郡山市発志院町三七八番地	平成三十年 二月二十六日
平成二十四年 二月二十七日	第五七五号	副産石灰肥料	誠信かきがら副産石灰				四六・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	誠信産業株式会社	愛知県豊橋市東小鷹野四丁目六番地の二	平成三十年 二月二十六日
平成二十四年 三月十三日	第五七六号	加工家さんふん肥料	PイセグリーンS	二・五	二・五	一・〇		含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	イセファーム東北株式会社	宮城県加美郡色麻町黒沢切付七番一〇号	平成三十年 三月十二日

○宮城県告示第六百六十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間の更新をした。

平成二十四年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

更新年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)				その他の規格	生産業者の氏名 又は名称	生産業者の住所	有効期限
				窒素全量	りん酸全量	加里全量	アルカリ分				
平成二十三年 九月二十七日	第四五一号	加工家さんふん肥料	ツダテューキベレ	三・五	三・五	二・〇		含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社伊達物産 まほろば	宮城県伊具郡丸森町字川田島官五番地の六	平成二十九年 十月八日
平成二十四年 一月三十一日	第五〇〇号	魚かす粉末	三徳印特号魚粉	九・五	六・三			含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	塩釜水産飼料株式会社	宮城県塩釜市新浜町三丁目二五番三号	平成三十年 三月二十七日
平成二十四年 二月二十八日	第五五八号	混合有機質肥料	バイオノミクス	六・五	四・〇	二・〇		含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	大成農材株式会社	広島県広島市中区鉄砲町七番八号	平成二十七年 三月二日

平成二十四年三月九日	第五二二号	魚かす粉末	気仙沼弁天魚かす	一〇・〇	六・二			気仙沼センター水産加工業協同組合	宮城県気仙沼市弁天町二丁目六番二〇号	平成三十年三月十五日
平成二十四年三月九日	第五二三号	魚かす粉末	気仙沼弁天魚かす(ペレット)	一〇・〇	六・二			気仙沼センター水産加工業協同組合	宮城県気仙沼市弁天町二丁目六番二〇号	平成三十年三月十五日
平成二十四年三月十三日	第五一一号	混合有機質肥料	バイオノ有機S	七・二	四・〇	二・五		大成農材株式会社	広島県広島市中区鉄砲町七番八号	平成二十七年四月三十日

○宮城県告示第六百六十二号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成二十四年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

失効年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	生産業者の氏名 又は 名称	生産業者の住所
				窒素全量	りん酸全量	加里全量			
平成二十四年一月十六日	第五〇二号	副産石灰肥料	かき殻粉末石灰肥料				含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	小松洋一郎	宮城県気仙沼市字波路上内田一二七番地の二
平成二十四年二月一日	第三四二号	炭酸カルシウム肥料	53炭酸カルシウム肥料				その他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社トキワ	東京都品川区大崎三丁目六番四号

○宮城県告示第六百六十三号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第三項の規定により、昭和三十五年宮城県告示第五百九十七号(加入区指定に関する件)の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名称		加入区 の 区域
新	旧	
巨理町加入区	巨理町加入区	巨理郡巨理町及び山元町一円
	山元町加入区	巨理郡山元町一円

○宮城県告示第六百六十四号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百三十一条の規定により、次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は消滅した。

平成二十四年八月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名称		加入区 の 区域
新	旧	
巨理町加入区	巨理町加入区	巨理郡巨理町一円
	山元町加入区	巨理郡山元町一円

○宮城県告示第六百六十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三十五の十三第一項の規定により、次のとおり構造計算適合性判定の業務の廃止を許可した。

平成二十四年八月三十一日

<p>○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。</p> <p>平成二十四年八月三十一日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 入札に付する事項</p> <p>1 購入物品及び数量 凍結防止剤散布車(三七級)二台・溶液供給装置一基</p> <p>2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>3 納入期限 平成二十五年三月二十二日(金)</p> <p>4 納入場所 宮城県仙台土木事務所ほか一か所</p> <p>二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。</p> <p>2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。</p> <p>3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。</p> <p>4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。</p>	<p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 構造計算適合性判定機関の名称及び住所 財団法人日本住宅・木材技術センター 東京都江東区新砂三丁目四番一号</p> <p>二 廃止する構造計算適合性判定の業務の範囲 構造計算適合性判定機関業務の全部</p> <p>三 構造計算適合性判定の業務の廃止許可年月日 平成二十四年八月二十三日</p> <p style="text-align: center;">公 告</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。</p> <p>6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。</p> <p>なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。</p> <p>(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。</p> <p>(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第一条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> <p>(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。</p> <p>8 購入物品に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。</p>

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十四年九月二十日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所 入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒980・八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県出納局契約課物品班（担当 佐々木 直美 電話〇二二・二二一・三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十四年九月二十日（木）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年九月十八日（火）から平成二十四年九月二十六日（水）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年九月二十六日（水）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十四年十月二日（火）午前九時から平成二十四年十月十一日（木）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十四年十月十一日（木）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる理由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十四年十月十二日（金）午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : 2.3-ton-grade material spreaders for prevention of freezing and a solution supply tank (1 set)
- 2 Deadline for Delivery : Friday, March 22, 2013
- 3 Place of Delivery : Miyagi Prefecture Sendai Public Works Office and another location
- 4 Deadline for Bid : Thursday, October 11, 2012, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person : Naomi Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8570 Japan TEL: 022-211-3333
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十四年八月三十一日

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 自動車保管場所管理システム賃貸借 一式 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十四年七月四日
- 四 落札者の名称及び所在地 NTTファイナンス株式会社東北支店 仙台市青葉区国分町三丁目一番一号
- 五 落札金額 一億八千八百四十四万三千二百円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十四年五月二十五日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十四年八月三十一日

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 交通規制情報管理システム賃貸借 一式 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十四年八月九日
- 四 落札者の名称及び所在地 株式会社BSNインターネット東北営業所 仙台市青葉区本町二丁目十一

- 番一号
- 五 落札金額 三千九百九十四万八千三百円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十四年六月二十九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十四年八月三十一日

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 運転免許証作成システム賃貸借 一式 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十四年八月九日
- 四 落札者の名称及び所在地 株式会社東芝東北支社 仙台市青葉区本町二丁目一番二十九号
- 五 落札金額 一円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十四年六月二十九日

監査委員

○宮城県監査委員如示第7号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成24年4月から6月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。
平成24年8月31日

宮城県監査委員	安 藤 俊 威
宮城県監査委員	菅 間 進
宮城県監査委員	遊 佐 勘 左 衛 門
宮城県監査委員	工 藤 鏡 子

1 監査実施機関及び監査実施年月日
監査実施機関 ○環境生活部
監査実施日

原子力センター 動物愛護センター ○保健福祉部 地方機関 高等看護学校 子ども総合センター 中央児童相談所 北部児童相談所 ○経済商工観光部 地方機関 大崎高等技術専門学校 宮城障害者能力開発校 松島公園管理事務所	4月2日 4月2日 5月31日 6月29日 6月13日 5月25日 5月23日 4月2日 6月5日	浦谷高等学校 田尻さくら高等学校 泉高等学校 中新田高等学校 女川高等学校 松山高等学校 仙台西高等学校 泉館山高等学校 利府高等学校 気仙沼西高等学校 柴田高等学校 蔵王高等学校 東松島高等学校 黒川高等学校 石巻北高等学校 加美農業高等学校 小牛田農林高等学校 上沼高等学校 米山高等学校 工業高等学校 白石工業高等学校 大河原商業高等学校 視覚支援学校 聴覚支援学校 光明支援学校 船岡支援学校 西多賀支援学校 角田支援学校 石巻支援学校 気仙沼支援学校 古川支援学校	5月15日 6月12日 5月23日 6月6日 5月24日 5月29日 6月13日 5月23日 5月10日 5月24日 5月16日 6月12日 6月29日 6月6日 5月17日 6月6日 5月29日 5月9日 5月15日 5月31日 5月29日 5月16日 4月25日 4月25日 4月2日 4月2日 4月2日 4月2日 4月2日 5月25日 6月12日
○農林水産部 地方機関 林業技術総合センター ○教育庁 地方機関 北部教育事務所栗原地域事務所 特別教育支援センター 松島自然の家 蔵王自然の家 角田高等学校 石巻高等学校 築館高等学校 気仙沼高等学校 仙台二華高等学校 仙台二華中学校 仙台三桜高等学校 石巻好文館高等学校 村田高等学校	6月6日 6月5日 4月2日 6月5日 6月12日 5月29日 5月17日 6月5日 5月29日 5月24日 6月13日 6月13日 6月13日 5月30日 5月23日	黒川高等学校 加美農業高等学校 小牛田農林高等学校 上沼高等学校 米山高等学校 工業高等学校 白石工業高等学校 大河原商業高等学校 視覚支援学校 聴覚支援学校 光明支援学校 船岡支援学校 西多賀支援学校 角田支援学校 石巻支援学校 気仙沼支援学校 古川支援学校	6月6日 6月5日 4月2日 6月5日 6月12日 5月29日 5月17日 6月5日 5月29日 5月24日 6月13日 6月13日 6月13日 5月30日 5月23日

<p>支援学校小牛田高等学校 利府支援学校 迫支援学校</p> <p>○警察本部 地方機関 大和警察署 若柳警察署 白石警察署</p> <p>2 監査結果</p> <p>平成23年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。</p> <p>その結果、公表すべき指摘事項は以下のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。</p> <p>なお、宮城県警察の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況を重点として実施しました。</p> <p>(1) 仙台三桜高等学校</p> <p>教育財産の使用許可に係る使用料等において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じらねばならない。</p> <p>(内容) ○電柱敷地等 4月1日に調定すべき電柱敷地等使用料について、11月になってから4月に遡って調定したものの ・件数 6件 ・調定金額 36,580円</p> <p>○使用料及び光熱水費 平成23年5月7日から9月10日までの期間に、外部模擬試験会場として学校の使用を許可したが、施設使用料及び光熱水費を10月になってから遡って調定したものの ・件数 26件 ・調定金額 68,747円</p> <p>(2) 石巻好文館高等学校 教育財産の使用許可に係る使用料等において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じらねばならない。</p>	<p>(内容) ○電柱敷地等 4月1日に調定すべき電柱敷地等使用料について、翌年3月に調定したものの ・件数 2件 ・調定金額 23,500円</p> <p>○光熱水費 売店等に係る平成23年5月から11月分の光熱水費を翌年3月にまとめて調定したものの ・件数 18件 ・調定金額 40,456円</p> <p style="text-align: center;">宮城県漁業調整委員会</p> <p>○宮城県漁業調整委員会規則第110号 漁業法（昭和二十四年法律第126号）第六十七条第一項の規定により、石巻市網地島灣波崎崎上東の線以北の宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く。）を「A区」規制区域、と（C°）に（C°）十センチ未満の漁船を使用して行つて秋さけ固定式さけ網漁業（以下「さけ固定式さけ網漁業」と（C°）の漁業と（C°））を、次のとおり制限する。</p> <p style="text-align: center;">平成二十四年八月三十一日</p> <p style="text-align: center;">宮城県漁業調整委員会 会 長 堀 田 隆</p> <p>一 制限期間 平成二十四年九月一日から平成二十五年一月三十一日まで</p> <p>二 操業区域 宮仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島灣波崎崎上東の線以北における、水深百四十一メートル以内の水域</p> <p>三 操業期間 平成二十四年七月二十五日から同月三十一日及び、ただ、宮城県漁業調整委員会規則第二十九の二に採捕の制限のある期間を除く。</p> <p>四 操業の承認 規制区域に（C°）の漁船が（C°）の漁業を操業し（C°）する場合は、使用漁船（C°）の別紙秋さけ固定式さけ網漁業承認事務取扱要領（C°）の第二十九の二及び、宮城県漁業調整委員会（C°）委員（C°）の承認を受けた後に（C°）。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

五 承認隻数

承認の隻数の上限は、二百五隻とする。

六 承認の対象者

承認の対象者は、漁業法その他関連法令に抵触しない者であつて、漁業調整上特に支障がなく、かつ、さけの特性を認識し、さけ増殖事業に協力する次の各号のいずれかに該当するものとする。

(一) 平成二十三年度において、さけ固定式さし網漁業承認証(以下「承認証」という。)の交付を受け、宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を有する者(以下「水揚げ実績を有する者」という。)

(二) 平成二十三年度に秋さけ固定式さし網漁業休漁届出書を宮城海区漁業調整委員会に提出し、受理された者。

(三) 平成二十三年度において、水揚げ実績を有する者以外の者にあつては、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 平成二十一年度及び平成二十二年度に承認証の交付を受け、いずれの年度においても水揚げ実績を有する者。

(2) 平成二十二年度に新規に承認証の交付を受けた者であつて、平成二十二年度において水揚げ実績を有する者。

(3) 平成二十三年度に新規に承認証の交付を受けた者。

(四) 平成二十四年度から新規に着業し、承認を受けようとする者。ただし、承認に係る隻数は三隻以内とする。

七 操業の条件及び制限

1 操業の承認を受けた者(以下「操業者」という。)は、操業する際、委員会が交付する承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。

2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。

3 敷設できる漁具の総延長は、三キロメートル以内とし、二張を超えて敷設してはならない。

4 漁具を二張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。

5 漁具の敷設開始時間は午前四時以降とし、揚網開始時間は同日午前八時(南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあつては、同日午前九時)とする。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合は除く。

6 漁具の敷設回数は、一日一回とする。

7 漁具は、東方向(真方位九十度)に敷設しなければならない。

8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。

9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。

10 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則(昭和四十一年宮城県規則第七十三号)第五十七条第一項に規定する標識をしなければならない。

11 さけ固定式さし網漁船は、沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラブル回避に努めなければならない。

12 操業期間終了後は、一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

八 承認の取り消し
この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(別紙)

秋さけ固定式さし網漁業承認事務取扱要領

(操業の承認申請)

第一 秋さけ固定式さし網漁業の制限(平成二十四年宮城海区漁業調整委員会指示第三号。(四)の承認を受けようとする者は、秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請書(様式第一号。以下「承認申請書」という。)を宮城海区漁業調整委員会(仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産振興課内。以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

2 承認申請書の受理期間は、委員会指示の翌日から平成二十四年九月七日までとする。

3 承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(一) 漁船原簿謄本

(二) 年間事業計画書(様式第三号)

(三) 委員会指示六の(一)、(二)及び(三)に該当し、東日本大震災によって生じた事由により、前項の期間までに使用漁船を用意できない場合は休漁届(様式第三号)

(四) 委員会指示六の(四)に該当する場合は、申請調書(様式第四号)

(五) 所属漁業協同組合支所運営委員長又は代表理事組合長の副申書

(六) 東日本大震災によって生じた事由により、自己所有船で操業できない場合は、船舶使用届(様式第五号)及び船舶使用承諾書(様式第六号)

(七) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

4 承認申請書は、申請者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請一覧表(様式第七号)を添えて、提出するものとする。

(操作承認証の交付)

第一 委員会は、操業の承認をしたときは、申請者の所在地を管轄する地方振興事務所(以下「地方振興事務所」という。)を通じて、漁船(漁獲の装置、漁網を含む。)を確認の上、秋さけ固定式とし網漁業操業承認証(様式第九号。以下「承認証」という。)を申請者に交付する。

宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	塩竈市新浜町一丁目九・一 電話〇二二・三六五・〇一九一
宮城県東部地方振興事務所水産漁港部	石巻市東中里一丁目四・三十二地 石巻合同庁舎 電話〇二二五・九五・一四一一
宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部	気仙沼市赤岩杉ノ沢四十七・六 宮城県気仙沼合同庁舎二階 電話〇二二六・二四・二二二二

2 承認証の交付を受けようとする者は、あらかじめ地方振興事務所連絡の上、その指示を受けなければならぬ。

(承認証の書換交付)

第三 操業の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく秋さけ固定式とし網漁業操業承認証書換交付申請書(様式第十号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならぬ。

2 前項の申請は、第一の3(五)の規定を準用する。

(承認証の再交付)

第四 操業の承認を受けた者は、承認証を滅失し、又は損じたときは、遅滞なく秋さけ固定式とし網漁業操業承認証再交付申請書(様式第十一号)を委員会に提出し、再交付を受けなければならぬ。

(船体の標識)

第五 委員会指示七の2の別に定める標識は、様式第十二号とする。

(漁獲成績報告書)

第六 委員会指示七の12の漁獲成績報告書は、様式第十三号とする。

2 前項の漁獲成績報告書には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類(水揚げ切書等の写し)を添付するものとする。

(承認申請書等の経由)

第七 第一、第三、第四及び第六の規定による申請又は報告は、地方振興事務所を経由して行うものとする。

(様式第一号)

秋さけ固定式とし網漁業操業承認申請書

年 月 日

宮城県気仙沼市漁業調整委員会 会長 殿

住 所
氏 名

印

秋さけ固定式とし網漁業の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 操業期間 平成24年9月25日から同年11月20日まで

2 操業区域 気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市鯉地島津波岐崎正東の線以北における、水深140メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶

(1) 船 名 丸

(2) 漁船登録番号

(3) 総 ト ン 数 トン

(4) 推進機関の種類及び馬力数

4 漁具の規模

km x 張り = km

km x 張り = km

合計 張り km

5 申請理由

(様式第2号)

秋さけ固定式さし網漁業休漁届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会 会長 殿

住 所
氏 名
印

東日本大震災に起因する下記の事由により、秋さけ固定式さし網漁業の操業ができないことから休漁しますので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 前年度の承認番号
- 2 事由
- 3 操業再開予定時期

以下は記入しないでください。

この届出を受理します。

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会
会 長 畠 山 喜 勝 印

(A 4 縦)

(様式第3号)

年 間 事 業 計 画 書

船 名 _____ 丸 _____ 氏 名 _____

漁業種類 区分	漁業	漁業	漁業	合 計					
					漁獲物の種類	操 業 期 間	操 業 日 数 (日)	航 海 数 (回)	漁獲予想数量 (kg)
漁獲物の種類									
操 業 期 間									
操 業 日 数 (日)									
航 海 数 (回)									
漁獲予想数量 (kg)									
漁獲予想金額 (円)									
乗 組 員 (人)									
人 件 費									
燃 料 費									
所 要 経 費 (円)									
合 計									

(A 4 縦)

(様式第 4 号)

申 請 調 書

住 所				印
氏 名				印
生 年 月 日		年	齢	歳
漁 業 形 態	1 : 漁船漁業専業 2 : 養殖との兼業 3 : 養殖専業 ----- 該当する番号に○印をお願いします。			
漁業従事年数				
使 用 漁 船	船 名	漁船登録 番 号	MG -	トン
	推進機関の種類 及び馬力数		(KW・PS)	
年間操業実績				
漁 業 種 類	操 業 期 間	水揚数量 (kg)	水揚金額 (千円)	
1	(○月○旬~○月○旬)			
2				
3				
4				
5				
6				
合 計				

前年度 (4 月から翌年 3 月まで) における年間操業実績を記入願います。

上記のとおり相違ないことを証します。

平成 年 月 日

漁業協同組合 代表理事組合長 (支所運営委員長) 印

(A 4 縦)

(様式第 5 号)

漁船使用届兼誓約書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

(船舶使用者)

住 所
氏 名

印

東日本大震災に起因する下記の事由により、自己所有の漁船による秋さけ固定式さし網漁業の操業ができないため、下記の漁船を使用して操業することについて承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、この申請に係る漁船の使用は、下記の事由がなくなるときは直ちに止め、自己所有の漁船により操業することを誓約します。

記

1 事由

2 使用する漁船に係る事項

- (1) 漁船の所有者
- (2) 船名及び漁船登録番号
- (3) 総トン数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数
- (5) 使用期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(A 4 縦)

(様式第6号)

船舶使用承諾書

年 月 日

(漁船使用者)

住 所
氏 名

殿

(漁船所有者)

住 所
氏 名

印

秋さけ固定式さし網漁業の操業について、下記のとおり漁船の使用を承諾します。
なお、この承諾によって、私が貴殿に代わり宮城海区漁業調整委員会の秋さけ固定式さし網漁業の操業の承認を受けるものではありません。

記

1 承諾期間

2 船名及び漁船登録番号

3 総トン数

4 推進機関の種類及び馬力数

(A4縦)

(様式第7号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請一覧表

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

漁業協同組合 代表理事組合長(支所運営委員長) 印

一連 番号	船 名	漁 船 登 録 番 号	総トン数	推進機関の種類 及び馬力数	申 請 者		前 年 度 承 認 証 番 号	前年度水揚 実績の有無
					住 所	氏 名		

(A4横)

(様式第8号)

秋さけ固定式さし網漁業休漁届出一覧表

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

漁業協同組合 代表理事組合長(支所運営委員長) 印

一連 番号	前 年 度 承認証番号	申 請 者		休 漁 事 由
		住 所	氏 名	

(A 4 横)

(様式第9号)

(表)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証 住 所 氏 名	宮さけ第 号〇 印
1 操業期間 平成24年9月25日 から 平成24年11月20日 まで	
2 操業区域 気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島瀧波岐崎正東の線以北にお ける、水深140メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。	
3 使用する船舶 (1) 船 名 (2) 漁船登録番号 (3) 総 ト ン 数 (4) 推進機関の種類及び馬力数	丸 トン
4 操業の条件及び制限 裏面記載のとおり	
年 月 日 宮城海区漁業調整委員会 会 長	印

(A 4 縦)

(様式第9号)

(裏)

操業の条件及び制限(委員会指示第七)

- 1 操業の承認を受けた者(以下「操業者」という。)は、操業する際、委員会が交付する秋さけ固定式さし網漁業承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。
- 2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。
- 3 敷設できる漁具の総延長は、3キロメートル以内とし、2張を超えて敷設してはならない。
- 4 漁具を2張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。
- 5 漁具の敷設開始時間は午前4時以降とし、揚網開始時間は同日午前8時(南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあっては、同日午前9時)とする。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合を除く。
- 6 漁具の敷設回数は、1日1回とする。
- 7 漁具は、東方向(真方位90度)に敷設しなければならない。
- 8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。
- 9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。
- 10 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則(昭和41年宮城県規則第73号)第57条第1項に規定する標識をしなければならない。
- 11 さけ固定式さし網漁船は、沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラawl回避に努めなければならない。
- 12 操業期間終了後は、1か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

承認の取り消し(委員会指示第八)

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(様式第10号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証書換交付申請書

年 月 日

宮城県漁業調整委員会 会長 殿

住 所

氏 名

印

先に交付を受けた承認証の記載事項を次のとおり変更したいので、書換交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮さけ 第 号
- 2 船 名 丸
- 3 書換する事項

項 目	書 換 前	書 換 後

4 書換を必要とする理由

(A4縦)

(様式第11号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証再交付申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所

氏 名

印

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証を滅失(き損)したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮さけ 第 号
- 2 船 名 丸
- 3 滅失(き損)の理由

(A 4 縦)

(様式第12号)

宮さけ 第 号〇

- 1 文字及び数字(承認証番号)の大きさは8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とすること。
- 2 文字、数字(承認証番号)及び枠は、朱色とすること。
- 3 〇印には、所属漁協(宮城県漁業協同組合にあっては、所属支所)の頭文字を記入すること。

(様式第13号)

秋さけ固定式さし網漁業漁獲成績報告書

提出年月日： 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

所属漁協名		承認証番号	宮さけ 第	号
氏 名		印	船 名	
乗 組 員		人	総トン数	
刺 網 の 規 模	目 合： 寸 分 (cm)	漁船登録番号	MG	-
	総延長： m・使用反数： 反	推 進 機 関	電気点火・ジーゼル (○印をする)	

年 月分

日	漁場 番号	水深 (m)	尾 数 (尾)			数 量 (kg)	金 額 (千円) 税抜き	敷 設 時 間	揚 網 時 間	備 考 (漁模様, 海況等を記入)
			オ ス	メ ス	合 計					
1							:	:		
2							:	:		
3							:	:		
4							:	:		
5							:	:		
6							:	:		
7							:	:		
8							:	:		
9							:	:		
10							:	:		
旬計										
11							:	:		
12							:	:		
13							:	:		
14							:	:		
15							:	:		
16							:	:		
17							:	:		
18							:	:		
19							:	:		
20							:	:		
旬計										
21							:	:		
22							:	:		
23							:	:		
24							:	:		
25							:	:		
26							:	:		
27							:	:		
28							:	:		
29							:	:		
30							:	:		
31							:	:		
旬計										
合計										

【秋さけ固定式さし網漁業に要した所要経費】

経 費 (千円)				経 費 合 計 (千円)
漁 具 費	燃 料 費	人 件 費	その他 () ()	

経費欄には、操業期間中に要した経費を記入する。

宮城県地先海面における「秋さけ固定式さし網漁業」操業区域

